

## Topics | トピックス

## ◆ 社会保障審議会資金運用部会が開始

平成29年4月17日、厚生労働省社会保障審議会に新設された「資金運用部会」の第1回が開催された。これは、平成28年2月8日の「GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)改革に係る議論の整理」において、年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンスを強化するために社会保障審議会に新会議体を設置し、年金積立金運用に関する重要事項を審議することの必要性が提言されたことを受けている。さらに「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成29年10月1日より施行されることが決定し、年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標の策定、基本ポートフォリオを含む中期計画の認可、法人評価等を行うときは、社会保障審議会に諮問しなければならないこととされた。当資金運用部会はこの状況を踏まえての設置となった。今後は年金積立金管理運用独立行政法人の役員の任命基準の検討や関連する法令の施行に向けた準備のほか、年金積立金の管理運用に関し必要な事項を順次議論していくこととなっている。

## 資金運用部会の審議事項

- 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標の策定・変更、中期計画(基本ポートフォリオを含む)の認可、実績評価(審議会への諮問事項)
- 年金積立金管理運用独立行政法人の業務方法書の認可(軽微な変更を除く)
- 年金積立金管理運用独立行政法人の役員の任命基準
- その他年金積立金の管理及び運用に関する調査・審議

## ◆ 第5回確定拠出年金の運用に関する専門部会 運用商品選択への支援等を検討

平成29年4月18日、厚生労働省社会保障審議会の第5回「確定拠出年金の運用に関する専門部会」を開催し、運用商品選択への支援等を検討した。まず、運用商品選択への支援については、運用商品提供数の上限、提供数の数え方、運用商品除外の際に実務上留意すべき点、運用商品の提示にあたって併せて講じる措置が論点となった。また、運用商品を選択しない人への支援については、指定運用方法の基準、指定運用方法の適用にあたっての留意点、運用の指示をしない人への継続的な対応が論点となった。運用に関する支援強化については労使などの取組を中心に議論された。

## 【運用商品選択への支援について】

- 運用商品提供数の上限  
⇒政令で定める。加入者調査では「企業型年金より多い運用商品提供数を求める」意見や、「運用商品提供数制限は不要」といった意見が出た。
- 提供数の数え方  
⇒現行は、運用の指図を行う対象ごとに運用商品提供数を数えているが、元本確保商品やバランス型投資信託等はパッケージ単位で数えるべきではないか、検討を要する。
- 運用商品除外の際に実務上留意すべき点  
⇒運用商品の除外は同意を取り付ける負担が大変大きく、今後は除外の手続を円滑に進めていくために実務的な検討を要する。
- 運用商品の提示にあたって併せて講じられる措置  
⇒加入者が選択しやすくするためには、単に運用商品提供数の上限の設定だけでなく、運用商品の提示のあり方も大事である。そのためには、個々の運用商品の選定理由に加え、運用商品の全体構成に関する説明を充実させていく必要がある。

## 【運用承認を選択しないひとへの支援について】

- 指定運用方法の基準  
⇒長期的な観点では、60歳までの間、継続して運用することを趣旨として、運用に伴う様々なリスクを想定して収益の確保

を期待するものとする。

○ 指定運用方法の適用にあたっての留意点

⇒加入者保護の視点から、指定運用方法の適用に関して、運営管理機関や事業主はどのような対応を行うべきかを検討する必要がある。

○ 運用の指図をしない人への継続的な対応

⇒運用の指図をしない人に対しては、指定運用方法を適用するまでの間だけではなく指定運用方法の適用に際し、継続的にどのような働きかけをするかを検討する必要がある。また、事業主規模が小さい中小企業ほど不指図者の割合が高いことから、投資教育等、中小企業における積極的な働きかけも検討を要する。

## ◆ 平成29年2月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で63.2%

厚生労働省は平成29年4月28日、平成29年2月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【平成26年度分（過年度2年目）の納付率】

平成26年度末からプラス8.8ポイントの71.9%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成29年2月末までに納付された月数の割合である。平成28年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達している。

### 【平成27年度分（過年度1年目）の納付率】

平成27年度末からプラス5.6ポイントの69.0%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年2月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成している。

### 【平成28年4月～平成29年1月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比プラス2.0ポイントの63.2%であった。平成28年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成28年4月～平成29年2月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が85,098件（前年同期比442件増）、督促状送付が49,557件（前年同期比7,567件増）、財産差押が12,690件（前年同期比6,846件増）であった。